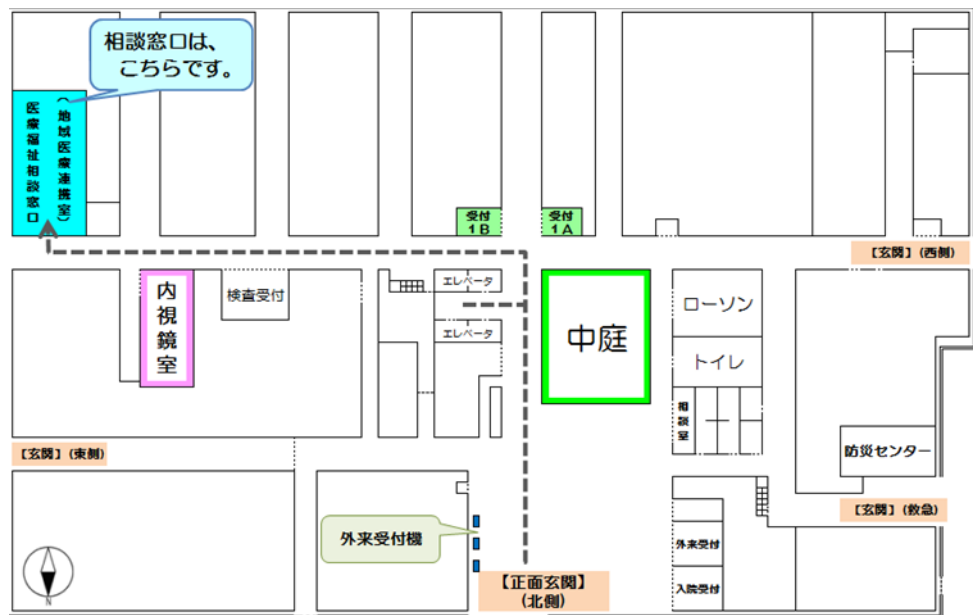


地域医療連携室 案内図



障害者総合支援法

平成 25 年 4 月 1 日施行

* 当院でのご相談やお問い合わせは、
[地域医療連携室 医療ソーシャルワーカー](#)
でお受けしております。

国立病院機構 北海道医療センター

地域医療連携室

病 院 名：独立行政法人 国立病院機構 北海道医療センター
住 所：札幌市西区山の手 5 条 7 丁目 1-1
相談時間：月曜日～金曜日 9 時～17 時
電 話：011-611-8111(病院代表)
内線(1000・1121・1122・1119 まで)

2013.4.2 地域医療連携室作成



障害者自立支援法が、これまでの障害者に加えて**難病等の方が含まれ**、「**障害者総合支援法**」に変わりました。平成 25 年 4 月 1 日と平成 26 年 4 月 1 日に段階的に施行されます。

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための制度です。支援概要については、自立支援給付(介護給付・訓練等給付・補装具費支給・自立支援医療)と地域生活支援事業で構成されています。

自立支援給付事業

① 介護給付・訓練等給付

→障害程度が一定以上の方に、在宅生活に必要な介護を提供したり、施設でリハビリや就労につながる支援を行います。

≪サービス利用の申請手続き≫

- (1) お住まいの区役所の保健福祉課に必要書類を提出
- (2) 聴き取り調査
- (3) 障害支援区分の認定(訓練等給付の場合は不要)
* 区分は 6 段階
- (4) サービスの利用意向を再確認・支給決定
- (5) サービス事業者と契約及びサービス提供

≪サービスについて≫

決定した「障害程度区分」に応じたサービスが原則定率 1 割負担(但し、自己負担上限額及び減免措置や補足給付があります)で利用できます。サービス内容には、居宅介護や短期入所等訪問系サービスや自立訓練、就労移行・継続支援等の日中活動系サービス、施設入所等の居住系サービス等があります。

② 補装具費の支給(購入・修理)

→身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等の給付(義肢・装具・車いす等)を行います。

* 支給対象となる種目や基準額があり、補装具の種目に対応した身体障害者手帳を所持し、判定等により必要と認められる必要があります。

≪給付申請の手続き≫

→区役所の保健福祉課にて申請します。

～申請に必要なもの～

補装具費支給申請書・医師の意見書・業者の見積書

市民税の課税状況が分かる書類・身体障害者手帳・印鑑

≪費用負担≫

→定率一割負担ですが、世帯の所得に応じて負担上限額が設定されています。

③ 自立支援医療 * 詳しくは別紙にて確認下さい。

→障害程度や治療により、医療費の一割負担(自己負担上限額及び低所得者への負担上限額の設定あり)を行います。主治医の診断意見書が必要です。(更生医療・育成医療・精神通院医療があります)

地域生活支援事業

市町村や都道府県が行う事業です。

- 日常生活用具給付事業(吸引器やスチーム装具等の補装具以外の機器
* 支給基準等あり)
- 移動支援事業(社会生活上不可欠な外出や余暇活動・社会参加のための外出支援 * 対象要件あり)
- その他、相談支援、コミュニケーション支援などがあります。
* 身体障害者手帳の等級や障害の程度により利用内容が異なりますので、詳細はお住まいの市区町村役場又は当院地域医療連携室までご相談ください。

